

校務運営規程

校番（29）波多見小学校

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、法令、条例、規則等(以下「法令」という。)に定めるもののほか、呉市立波多見小学校(以下「本校」という。)の校務を円滑かつ適正に運営するために、「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第37条」に基づいて、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規程で「職員」とは、広島県教育委員会の任命に係わる校長、教頭、事務長、教諭、助教諭、栄養教諭、養護教諭、養護助教諭、講師、事務職員及び栄養職員並びに呉市教育委員会の任命に係わる主事、技師及び講師をいう。

第2章 校務運営に関する事項

（運営組織）

第3条 本校の運営組織は、職員をもって構成する。

（校務分掌）

第4条 校長は、その権限に属する事務を職員に分掌させるため、「呉市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則第31条」に基づき、校務分掌組織を定めるものとする。

2 校長は、前項の校務分掌組織及び分掌を定めるにあたっては、法令、条例、規則等に従う。

3 第2項に定めるもののほか、校務分掌組織及び分掌に必要な事項は、校長が定める。

（主任）

第5条 波多見小学校に、教務主任及び学年主任、研究主任並びに生徒指導主事、保健主事、特別支援教育コーディネーター、小中一貫教育推進コーディネーター、体力・運動能力向上コーディネーター、ICT推進リーダーを置く。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育参画の立案その他教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

4 研究主任は、校長の監督を受け、教育研究の立案その他研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

- 5 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 6 保健主事は、校長の監督を受け、保健に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 7 特別支援教育コーディネーターは、校長の監督を受け、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整や保護者に対する学校の窓口にあたる。
- 8 小中一貫教育推進コーディネーターは、校長の監督を受け、小中連携における連絡調整及び小中一貫教育における学校の窓口にあたる。
- 9 体力・運動能力向上コーディネーターは、校長の監督を受け、体力及び運動能力の向上に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 10 ICT推進リーダーは、校長の監督を受け、ICT教育に関する事項について体制整備、連絡調整及び指導、助言にあたる。

(企画委員会)

- 第6条 校長は、学校経営管理に関し審議調整を行い、もって校務運営の円滑化及び効率化を図るため、企画委員会を設置する。
- 2 企画委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、生徒指導主事、研究主任及び校長が必要と認める職員をもって構成する。
 - 3 校長は、企画委員会を招集し、これを主宰する。
 - 4 校長は、必要と認めるときには関係者の出席を求め、報告を受け又は意見聴取を行う。
 - 5 前各項に定めるもののほか、企画委員会の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

(職員会議)

- 第7条 校長は、校務運営上必要と認めるときは、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を設置する。
- 2 校長は、職員会議において、前項に定めるもののほか、教職員間の意思疎通、共通理解の促進を図る。
 - 3 校長は、職員会議を招集し、主宰する。
 - 4 前各項に定めるもののほか、職員会議の組織及び運営について必要な事項は校長が別に定める。

(各種委員会等)

- 第8条 校長は、法令等に定めがあるもののほか、学校における専門的事項を調整、審議し、もって学校運営の円滑化を図るため、必要に応じて委員会等を設置する。
- 2 前項の委員会等は、次のとおりとする。

- (1) 研究推進委員会
- (2) 生徒指導推進委員会
- (3) 学校評価委員会
- (4) 学校関係者評価委員会
- (5) 小中一貫教育推進委員会
- (6) 学校保健委員会
- (7) 特別支援教育校内委員会
- (8) 不祥事防止委員会
- (9) 体罰・セクシャルハラスメント相談窓口
- (10) 体力・運動能力向上推進委員会
- (11) ICT 教育推進委員会

3 前2項及びこの規程に定めるもののほかに、委員会の組織及び運営に必要な事項は校長が定める。

(研究推進委員会)

第9条 研究推進委員会は、校内研修の推進について審議、調査し、もって校内研修の充実を図ることを目的とする。

- 2 研修推進委員会は、校長、教頭、教務主任、研究主任、学年主任その他校長が認める教員をもって構成する。

(生徒指導推進委員会)

第10条 生徒指導推進委員会は、生徒指導の推進について審議、調査し、もって校内・校外生徒指導の充実を図ることを目的とする。

- 2 生徒指導推進委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(学校評価委員会)

第11条 学校評価委員会は、学校評価の推進について審議、調査し、もって学校評価の充実を図ることを目的とする。

- 2 学校評価委員会は、校長、教頭、教務主任、研究主任、生徒指導主事、保健主事その他校長が認める職員をもって構成する。

(学校関係者評価委員会)

第12条 学校評価の客観性を高めるとともに、教職員と地域住民、保護者などが学校の現状と課題について、共通理解を深めて連携を図ることを目的とする。

- 2 学校関係者評価委員会は、地域の各代表者、学校評議員、PTA 代表者、教職員を

もって構成する。

- 3 学校運営の改善に協力してあたり，学期に1回開催する。

(小中一貫教育推進委員会)

第13条 小中一貫教育推進委員会は，小中一貫教育の推進について審議・調整し，校内外の小中一貫教育の充実を図ることを目的とする。

- 2 小中一貫教育推進委員会は，校長，教頭，教務主任，小中一貫教育コーディネーター，部会代表，その他校長が認める職員をもって構成する。

(学校保健委員会)

第14条 学校保健委員会は，心身ともに健康な児童を育成するために健康の保持増進について審議し，もってその充実を図ることを目的とする。

- 2 学校保健委員会は，校長，教頭，教務主任，保健主事，養護教諭，体力運動能力向上コーディネーターその他校長が認める職員をもって構成する。
- 3 校長は，前項に定めるもののほか，学校医，学校歯科医，学校薬剤師，PTA代表等に委員を委嘱することができる。

(特別支援教育校内委員会)

第15条 特別支援教育校内委員会は，特別支援教育の推進について審議し，もって特別支援教育の充実を図ることを目的とする。

- 2 特別支援教育校内委員会は，校長，教頭，教務主任，特別支援教育コーディネーター，特別支援学級担任，各学年主任その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

(不祥事防止委員会)

第16条 不祥事防止委員会は，教職員の高い倫理観や規範意識の維持向上を図ることをとおして不祥事防止に努め，もって学校から不祥事を根絶することを目的とする。

- 2 不祥事防止委員会は，校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事をもって構成する。
- 3 不祥事防止委員会は，毎月の服務規律研修を企画運営する。

(体罰・セクシャルハラスメント相談窓口)

第17条 体罰・セクシャルハラスメント相談窓口は，体罰・セクシャルハラスメントの防止に努め，子どもたちの心身をしっかりと守るべく設置する。

- 2 体罰・セクシャルハラスメント相談窓口は，校長，教頭，保健主事，生徒指導主事，養護教諭をもって構成する。
- 3 課業日は毎日「なんでも相談日」とし，相談しやすい体制を整える。

(体力・運動能力向上推進委員会)

第 18 条 体力・運動能力向上推進委員会は、児童の心身の調和的発達を図るために、運動を通じて体力を養うなど健康的な生活習慣や意欲・能力を育成することを目的とする。

- 2 体力・運動能力向上推進委員会は、校長、教頭、教務主任、保健主事、体力・運動能力向上コーディネーター、その他校長が認める職員をもって構成する。

(ICT 教育推進委員会)

第 19 条 ICT 教育推進委員会は、研究推進委員会は、ICT 教育の推進について審議、調査し、もって ICT 教育の充実を図ることを目的とする。

- 2 ICT 教育推進委員会は、校長、教頭、教務主任、研究主任、ICT 推進リーダーその他校長が認める教員をもって構成する。

(事務処理)

第 20 条 学校における事務処理は、校長決裁により行う。

第 3 章 職員の勤務に関する事項

(勤務時間)

第 21 条 職員の勤務時間の割り振りは、校長が定める。

- 2 職員の勤務時間は、午前 8 時 15 分から午後 4 時 45 分までとする。
- 3 休憩時間は、次のとおりとする。

(勤務時間割り振り表) 省略

(職員の服務)

第 22 条 職員の服務は、地方公務員法第 30 条から 38 条まで、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 43 条 2 項及び呉市立学校職員服務規程に基づくほか、校長が定める服務管理規程による。

第 4 章 施設・設備の管理

(警備防火の計画及び分担)

第 23 条 警備及び防火の計画並びに責任分担は校長が定める。

(施設・設備の管理)

第 24 条 前条に定めるもののほか、学校の施設・設備の管理について必要な事項は校長が定める。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、本校の校務運営に必要な事項は、校長が別に定めることができる。

付 則

- | | | |
|----|----------------------------|------------------|
| 1 | この校務運営規程は、平成14年4月1日から施行する。 | |
| 2 | 平成16年4月1日一部改正 | 3 平成17年4月1日一部改正 |
| 4 | 平成18年4月1日一部改正 | 5 平成19年4月1日一部改正 |
| 6 | 平成20年4月1日一部改正 | 7 平成21年4月1日一部改正 |
| 8 | 平成21年9月1日一部改正 | 9 平成22年2月2日一部改正 |
| 10 | 平成22年4月1日一部改正 | 11 平成23年4月1日一部改正 |
| 12 | 平成24年4月1日一部改正 | 13 平成25年4月1日一部改正 |
| 14 | 平成27年4月1日一部改正 | 15 平成30年4月1日一部改正 |
| 16 | 平成31年4月1日一部改正 | 17 令和3年4月1日一部改正 |